

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
050	田野畑村	754	153	○	0	0	0	0	0									
051	普代村	672	60	○	0	0	0	0	0									
053	川井村	672	3	○	3	0	0	0	0	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	○
054	軽米町	2,234	218	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
055	洋野町	4,209	272	○	17	1	0	1	0		○	○	○		○			
056	野田村	998	337	○	5	0	0	0	0		○	○	○					○
059	九戸村	1,255	47	○	0	0	0	0	0	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	
062	一戸町	2,977	244	○	1	0	0	0	0	9月1日	○	○	○	○		○	○	
都道府県合計		212,376	27,162	35	1,548	96	16	69	53		31	26	29	11	14	24	23	10

滞納者と接触を図るための具体的な取組	弁明書未提出者への訪問催告(盛岡市、雫石町) 納税相談会、関係部署との情報共有(多数)
子供のいる世帯に対する特別な取組	乳幼児のいる世帯を交付対象外(盛岡市、奥州市、八幡平市、紫波町、大槌町、)、義務教育以下の子のいる世帯を交付対象外(二戸市※、紫波町) ※二戸市は母子家庭の場合高校生以下まで対象外。
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	特別の事情の申し出についての周知(奥州市) 交付措置認定委員会(内部組織)により審査(多数)

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)【修正】

都道府県番号(04) 都道府県名(宮城県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組							
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	休日 訪問	休日 電話催告	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数								
1	仙台市	146,749	58,577	○	1,145	23	2	17	11	2008/8/31	○	○	○		○		○
2	石巻市	27,545	10,138	○	441	45	0	25	20	2008/9/1	○	○	○	○	○	○	○
3	塩竈市	9,316	2,021	○	142	9	0	4	7		○	○	○	○	○	○	○
5	気仙沼市	11,795	1,727	○	262	20	5	15	10	2008/8/30	○	○	○				○
6	白石市	5,962	1,255	○	17	0	0	0	0		○	○	○			○	○
7	名取市	9,178	2,763	○	1	0	0	0	0	2008/5/31	○	○	○	○	○	○	○
8	角田市	4,816	557	○	0					2008/8/31	○	○	○	○	○	○	○
9	多賀城市	8,423	1,801	○	29	2	0	1	2		○		○				○
11	岩沼市	5,796	1,237							2008/8/29							
12	蔵王町	2,043	201	○	11	2	0	1	2		○		○			○	○
13	七ヶ宿町	305	43	○	0						○		○				○
14	大河原町	3,335	639	○	0						○		○			○	○
15	村田町	1,809	251	○	0					2008/5/31	○	○		○			○
16	柴田町	5,391	1,954	○	0						○	○	○	○	○	○	○
17	川崎町	1,708	168	○	38	4	0	4	2	2008/9/16	○	○	○	○	○	○	○
18	丸森町	2,541	281	○	0					2008/8/31	○	○	○				○
19	亘理町	5,114	551	○	0						○	○	○			○	○
20	山元町	2,820	401	○	41	4	0	4	5		○	○	○	○	○	○	○
22	松島町	2,563	561	○	5	0	0	0	0		○	○	○		○	○	○
23	七ヶ浜町	2,747	340	○	35	3	0	3	1	2008/9/1	○		○		○		○
25	利府町	3,475	521	○	0						○	○	○	○	○	○	○
26	大和町	3,344	669	○	80	10	10	6	3		○	○	○			○	○
27	大郷町	1,251	124	○	9	0	0	0	0		○	○	○				○
28	富谷町	4,838	1,245	○	73	2	1	1	2	2008/8/31	○	○	○			○	○
29	大衡村	725	62	○	5	0	0	0	0	2008/8/31	○	○	○			○	○
33	色麻町	1,081	55	○	8	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○
39	涌谷町	3,089	396	○	43	0	0	0	0		○	○	○			○	○
68	女川町	2,040	178							2008/9/9							
72	本吉町	1,988	339	○	39	5	1	2	4	2008/6/1	○	○	○			○	○
75	加美町	4,345	513	○	165	21	8	12	7	2008/9/1	○	○	○			○	○
76	栗原市	12,637	1,092	○	445	48	0	29	19		○	○	○	○	○	○	○
77	登米市	14,180	2,706	○	265	23	0	14	9		○	○	○			○	○
78	東松島市	6,861	1,523	○	209	46	0	41	20		○	○	○			○	○
79	美里町	4,202	403	○	88	9	0	8	4		○	○	○			○	○
80	南三陸町	3,302	515	○	31	1	0	1	0		○	○	○	○	○	○	○
81	大崎市	21,199	5,854	○	604	38	2	27	26	2008/9/10	○	○	○			○	○

都道府県合計	348,311	101,661	34	4,231	315	29	215	154			34	28	33	10	11	23	24	26
--------	---------	---------	----	-------	-----	----	-----	-----	--	--	----	----	----	----	----	----	----	----

滞納者と接触を図るための具体的な取組	税・福祉(医療費助成)・保育などの担当課と連携し情報の共有を図る。短期証の交付を行っている世帯に対し資格証を交付する。(仙台市)
	税など共通の収納担当部局を設け、情報や徴収の連携を図る。(塩竈市)
	市税担当課と連携し、情報の共有。福祉・水道・介護保険は今後の検討課題。(気仙沼市)
	市税等滞納整理対策本部を設置し、収納対策室において夜間徴収窓口を開設している。(白石市)
	正式な文書催告の前に、返還請求の予告と弁明書提出の機会を付与する。(名取市)
	資格証明書の発行は収録順で行っており、滞納者には短期証発行時にあわせ年3回納税相談期間を設けている。就業者を考慮し、夜間(午後8時まで)受付を行い接触を図っている。(多賀城市)
	福祉担当・上下水道課との情報の共有を図る。(蔵王町)
	全職員で構成する滞納整理本部により、滞納者全部を訪問し徴収及び、分納確約書の提出を求める。役場全体で情報を共有している。(七ヶ宿町)
	各戸訪問。短期被保険者証交付による納税相談(税務課対応)。(大河原町)
	納税相談。(村田町)
	短被保険者証更新時納税相談。使用料等の関係課と連携推進。(柴田町)
	税務課徴収係と連携している。(川崎町)
	税収納担当課と連携し、訪問調査を行う。(亘理町)
	上下水道事業所などの担当課と連携し情報の共有を図る。資格証該当者については、過去に少なくとも一年間は、短期証を交付している世帯に限定しており、接触する機会を増やしている。(山元町)
	税・水道などの担当課と連携している。連絡とれず財産ある滞納者については、滞納処分(売却)をすることで連絡をしてくれることがある。(松島町)

	庁内に収納対策委員会を設置し、情報の共有化を図っている。(利府町)
	収納特別対策本部を設置し、税・水道料・住宅使用料・保育料・給食費等の滞納者に対し全庁をあげ、連携を図りながら訪問徴収している。(大和町)
	税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(大郷町)
	他の部署と連携を図り、公金の振込等がある場合は滞納分に充ててもらう。(色麻町)
	納税相談。(涌谷町)
	保険証更新時に納税相談を実施し、その都度「弁明書」を提出させる。(本吉町)
	税務、医療給付担当課と連携し情報共有。滞納処分。(栗原市)
	市税及び国保税の徴収事務に関しては、納税推進課を設置し、一元的に管理・徴収を行っている。(東松島市)
	税・福祉・水道・教育委員会などの担当課と連携し、情報の共有を図っている。(美里町)
	税・福祉・建設・水道などの担当課と連携し、情報の共有を図る。(南三陸町)
	実態調査や納税相談を実施するための案内文書を発送。(大崎市)

<p>子供のいる世帯に対する特別な取組</p>	<p>乳幼児医療・母子父子家庭医療対象世帯は除外。弁明の機会の付与のほか、必ず納付資力調査を行い、実態の把握に努める。(仙台市)</p> <p>乳幼児には、資格証明書は交付しない。(石巻市)</p> <p>乳幼児医療・母子父子家庭医療対象世帯は除外。(気仙沼市)</p> <p>名取市の医療費助成(乳幼児医療費等)の対象者となっている者には適用させない。(名取市)</p> <p>文書で子ども医療費助成申請の提出等を送付。訪問した際に説明。(蔵王町)</p> <p>実情の把握と、少額でも分納する様に説得する。(七ヶ宿町)</p> <p>各戸訪問。短期被保険者証交付による納税相談(税務課対応)。(大河原町)</p> <p>乳幼児医療・母子父子家庭医療対象世帯は除外。(川崎町)</p> <p>子どものいる世帯については、資格証明書を発行しない。(亶理町)</p> <p>乳幼児医療・母子父子家庭医療対象世帯は除外。必ず訪問を行い、実情を把握することとしている。ただし、当該滞納者と全世帯面会でできている訳ではない。(山元町)</p> <p>児童手当の現況届、乳幼児医療等の更新の際に、未申告者に対し納税相談を行い、納税相談のさい実情を把握し、短期保険証に切替をしている。(大和町)</p> <p>福祉・乳幼児担当課等と連携し、実情を把握する。(大郷町)</p> <p>連絡をとり、来庁相談を実施(資格証発行前)。(富谷町)</p> <p>医療費助成も非該当になること等を説明し、少しでも納入してもらうようにしている。(色麻町)</p> <p>子ども乳幼児医療の公費の該当世帯については、資格証明書を発行しない。(涌谷町)</p> <p>「弁明書」による審査会の際、子どもがいるという実情も鑑みて審査する。(本吉町)</p> <p>訪問し、世帯の実情を把握する。(加美町)</p> <p>乳幼児世帯・母子父子世帯については、「子」のみ資格証明書を解除し、被保険者証を交付している。(栗原市)</p> <p>乳幼児医療・母子父子家庭医療対象者は除外。(登米市)</p> <p>乳幼児には、資格証明書は交付しない。(東松島市)</p> <p>乳幼児医療・母子父子家庭医療対象者は除外。関係課と対策について協議中。(大崎市)</p>
<p>特別の事情の有無の判断のための特別な取組</p>	<p>給付公費負担情報、医療費助成情報を被保険者資格管理情報とリンクすることで生活実態の事前把握に努めている。(仙台市)</p> <p>資格審査委員会を設置し、判定を行う。(石巻市)</p> <p>弁明の機会を設け、判定を行う。(塩釜市)</p> <p>国民健康保険被保険者資格証交付審査委員会を設置し、判定を行う。(白石市)</p> <p>資格証明書等審査委員会(庁内組織)において審査を行い判断する。(名取市)</p> <p>福祉などの担当課と連携し情報の共有を図っている。(多賀城市)</p> <p>国民健康保険資格審査委員会を開催し、判定を行う。(蔵王町)</p> <p>審査委員会で判定を行う。(亶理町)</p> <p>第三者委員会(山元町国民健康保険に係る被保険者証返還等審査委員会)を設置し、判定を行う。(山元町)</p> <p>町税減免等判定委員会を設置し、判定を行う。(松島町)</p> <p>審査委員会を設置し、判定を行う。(大和町)</p> <p>国民健康保険滞納者対策審査委員会を設置し、判定を行う。(大郷町)</p> <p>国民健康保険滞納審査会を設置し、判定を行う。(富谷町)</p> <p>審査委員会において、判定を行う。(大衡村)</p> <p>短期保険証更新ごとに審査委員会を開催し、各滞納者宅の状況について情報を共有し、特別の事情の有無を確認する。(色麻町)</p> <p>国民健康保険滞納者に係る審査委員会を設置し、判定を行う。(涌谷町)</p> <p>「特別の事情届」又は「弁明書」を提出させ、審査会を開き、判定する。(本吉町)</p> <p>保健福祉課と税務課との協議を行いながら審査委員会に諮る。(加美町)</p> <p>国民健康保険資格審査委員会を設置し、判定を行う。(栗原市)</p> <p>資格証明書審査委員会を設置し、判定を行っている。(登米市)</p> <p>資格証明書等の交付にあたっては、被保険者からの申請に基づき、庁内の資格証明書等審査会において審査している。(東松島市)</p> <p>滞納世帯より提出された弁明書の中身を資格審査委員会にかけ、判定を行う。(美里町)</p> <p>国民健康保険滞納者措置審査委員会を設置し、判定を行う。(南三陸町)</p> <p>大崎市国民健康保険弁明事由判定委員会を設置し、判定を行う。(大崎市)</p>

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(05) 都道府県名(秋田県)

保険者番号	市町村名	世帯数	滞納世帯数	被保険者資格証明書					資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組									
				実施状況	交付世帯数	資格証明書交付世帯のうち			日付	文書催告	電話催告	訪問	休日電話催告	休日訪問	時間外電話催告	時間外訪問	その他	
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数										中学生数
1	秋田市	45,164	7,726	○	710	31	5	25	18		○	○	○	○	○			
4	大館市	13,316	1,411	○	58	3	2	1	1	8月31日	○	○	○					
9	鹿角市	6,176	780	○	174	16	4	11	12		○	○					○	
10	小坂町	1,198	91	○	1	0	0	0	0		○	○	○				○	
17	上小阿仁村	583	50	○	2	0	0	0	0		○	○			○	○		
23	藤里町	736	71	○	7	0	0	0	0	8月31日	○	○	○			○	○	
25	五城目町	1,855	197	○	4	0	0	0	0	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	
27	八郎潟町	1,065	97	○	15	0	0	0	0		○							
31	井川町	1,277	48															
32	大潟村	616	14	○	2	0	0	0	0	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	
67	羽後町	2,855	358	○	13	0	0	0	0		○	○	○			○		
68	東成瀬村	470	24															
71	由利本荘市	13,040	1,606	○	177	18	1	11	6	9月1日	○	○	○			○	○	
72	潟上市	5,095	791	○	133	17	0	6	3	8月31日	○	○	○			○	○	
73	大仙市	28,451	2,361	○	45	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
74	北秋田市	6,281	472	○	24	2	1	0	1		○	○	○			○	○	
75	湯沢市	8,833	676	○	58	6	0	0	0		○	○	○			○	○	
76	男鹿市	6,024	687	○	105	9	3	4	9		○	○	○			○	○	
77	にかほ市	4,166	407	○	23	2	0	0	2	8月31日	○	○	○			○	○	
78	横手市	15,872	1,420	○	181	12	0	10	5							○	○	
79	能代市	10,419	1,921	○	89	1	0	1	1		○	○	○	○	○	○	○	
80	仙北市	5,373	917	○	103	5	0	3	3	8月31日		○	○			○	○	
91	美郷町	3,529	221	○	14	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
92	三種町	1,959	526	○	30	2	1	2	1									
93	八峰町	1,463	141	○	30	4	1	5	1	8月31日	○	○	○			○	○	
都道府県合計		185,816	23,013	23	1,998	128	18	79	63		22	19	21	6	6	15	16	3

滞納者と接触を図るための具体的な取組	給・給付・水電などの印紙課税滞納し、滞納の共有を図る。(大館市、藤里町、井川町、由利本荘市(既、既納)、男鹿市)滞行催告書や滞行相談券を発送し滞納者と接触できるよう取り組んでいる。(湯沢市)滞納者を訪問し不在の場合、不在連絡表を置いて来る。(八峰町)
子供のいる世帯に対する特別な取組	世帯の滞行催告書に滞行相談券を添付し、滞行相談券に滞行相談の旨を記載し、滞行相談券を滞行相談している世帯に送付し、滞行相談券の返付を促している。(由利本荘市)滞行相談システムで確認できるようにし、子どもがいることを把握しながら滞行相談を行うようにしている。(鹿角市)
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	納付実績、納税交渉等の詳細を必要に応じて随時反映させられるよう、税務課と連携を取り合っている。(鹿角市、仙北市) 被保険者証返還等審査会を設置し、判定を行う。(羽後町、潟上市、美郷町、男鹿市、湯沢市、三種町)

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号(06) 都道府県名(山形県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	山形市	34,264	6,937	○	42	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○	○	○	○		
002	米沢市	11,995	3,311	○	44	4	0	3	1	H20.8.31	○	○	○			○	○	○
003	鶴岡市	21,302	2,737	○	18	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	
004	酒田市	18,163	3,264	○	21	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
005	新庄市	6,394	1,011	○	51	1	0	0	1	H20.8.31	○	○	○					○
006	寒河江市	5,669	472	○	116	10	0	9	4		○	○	○	○		○	○	○
007	上山市	11,556	455	○	20	0	0	0	0	H20.8.31	○		○					○
008	村山市	3,810	221	○	37	0	0	0	0	H20.9.1	○	○	○			○	○	○
009	長井市	3,963	398	○	88	8	0	0	9		○	○	○	○	○	○	○	
010	天童市	8,768	1,162	○	133	4	2	0	2	H20.8.31	○	○	○					
011	東根市	6,142	1,067	○	95	9	2	8	10		○	○	○			○		○
012	尾花沢市	3,120	214	○	68	3	2	1	1	H20.9.1	○	○	○	○		○		
013	南陽市	4,746	758	○	17	2	0	3	1	H20.9.1	○	○						
014	中山町	1,571	100	○	1	0	0	0	0		○		○					○
015	山辺町	1,916	122	○	11	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
016	大江町	1,257	73	○	16	1	0	1	0		○	○	○					○
017	朝日町	1,240	26	○	0	0	0	0	0		○	○	○				○	
018	西川町	930	23	○	9	0	0	0	0		○	○	○			○	○	○
019	河北町	2,669	124	○	47	8	1	6	3		○	○	○				○	
020	大石田町	1,199	67	○	29	4	4	3	0	H20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○
021	舟形町	987	88	○	12	4	0	2	2	H20.8.31	○	○	○					
022	大蔵村	622	37	○	10	3	0	2	1	H20.9.1	○	○				○	○	○
027	最上町	1,720	100	○	0	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	
028	高島町	3,514	389	○	27	0	0	0	0	H20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○
029	川西町	2,537	186	○	8	1	0	1	0	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
030	白鷹町	2,135	122	○	5	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
031	飯豊町	2,007	92	○	17	0	0	0	0		○	○	○		○	○	○	○
032	小国町	1,267	51	○	24	2	0	1	1	H20.8.31	○	○	○			○		

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（06） 都道府県名（山形県）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
036	三川町	1,120	71	○	14	1	0	0	1	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	
044	遊佐町	5,092	296	○	0	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○				○	○
045	庄内町	3,686	230	○	21	0	0	0	0		○	○	○					○
046	最上地区広域連合	4,216	2,127	○	28	3	1	3	2		○	○			○	○	○	○
都道府県合計		179,577	26,331	32	1,029	68	12	43	39		32	30	29	11	11	21	20	17

滞納者と接触を図るための具体的な取組	税務・福祉・水道・建設等関係課との連携による情報共有（山形市、新庄市、上市市、天童市、東根市、大江町、西川町、大石田町、高島町、川西町、遊佐町など） 平日・夜間・土日等の納税相談の実施（寒河江市、尾花沢市、山辺町、朝日町、大蔵村、飯豊町、庄内町など）
子供のいる世帯に対する特別な取組	児童担当課・教委・福祉事務所等との情報共有（天童市、川西町） 訪問等による健康状態等の実情把握（西川町、高島町、白鷹町、遊佐町） 医療給付状況の把握（三川町） 特別の納税相談の実施（東根市、大蔵村） 乳幼児医療等の福祉医療受給者を交付対象から除外（新庄市、寒河江市、長井市、山辺町、川西町） 審査会での判断において福祉医療受給者は考慮（東根市、尾花沢市） 未就学児のいる世帯を交付対象から除外（新庄市） 12歳以下の子供がいる世帯は考慮（三川町） 中学生以下の子供がいる世帯には短期証を交付（庄内町） 受診が必要な場合は窓口相談のうえ一時的に短期証を交付（米沢市）
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	弁明書の提出（米沢市、新庄市、西川町など） 訪問等による実情の聞き取り（山辺町、西川町、白鷹町、遊佐町など） 住民税申告内容の確認、レセプトによる治療状況の確認（小国町）

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。（9月15日の場合は「日付」は空欄）
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納（過年度分のみ）がある世帯（平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。）をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付（対象）世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付（対象）世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること（未実施の項目は空欄にすること）。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書（催告書に内容を記入している場合も含む）を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員（臨時・嘱託を含む）が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員（臨時・嘱託を含む）が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員（臨時・嘱託を含む）が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書							資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組							
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち			日付(9/15現在 以外の場合の 適用日)	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他	
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数										中学生数
1	福島市	41,316	11,191	○	188	4	0	0	4	9/15現在 滞納世帯数 7/31	○	○	○	○	○	○	○	○
2	二本松市	8,753	1,268	○	46	2	0	0	2	9/1	○	○	○	○	○	○	○	○
3	郡山市	48,069	12,850	○	1,369	81	25	65	35	9/1	○	○	○	○	○	○	○	○
4	須賀川市	11,503	2,882	○	267	53	22	45	41	8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
5	白河市	9,319	2,592	○	140	12	0	8	4	9/1	○	○	○	○	○	○	○	○
6	会津若松市	20,417	2,715	○	101	0	0	0	0	9/16	○	○	○	○	○	○	○	○
7	喜多市	8,393	749	○	146	12	0	6	6		○	○	○	○	○	○	○	○
8	いわき市	52,836	-	○	1,206	96	36	59	56	8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
10	相馬市	6,003	1,254	○	311	31	9	16	19		○	○	○	○	○	○	○	○
11	川俣町	2,535	334	○	29	3	0	2	1		○	○	○	○	○	○	○	○
13	桑折町	2,043	277							9/1								
14	国舅町	1,716	75	○	0					8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
21	大玉村	996	154	○	0					8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
27	鏡石町	1,928	405	○	35	4	0	4	4	8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
29	天栄村	865	75	○	3	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
30	南会津町	3,189	221	○	10	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
31	下郷町	1,233	155	○	2	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
33	楢枝坂村	108	0															
36	只見町	919	31	○	2					8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
38	磐梯町	568	35	○	4	1	0	0	1	8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
39	猪苗代町	2,477	314	○	39	1	0	2	1		○	○	○	○	○	○	○	○
42	北塩原村	550	63	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
45	西会津町	1,506	78	○	10	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
47	会津坂下町	2,719	378	○	55	4	0	0	6		○	○	○	○	○	○	○	○
48	湯川村	437	36	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
49	柳津町	694	47	○	0					9/1	○	○	○	○	○	○	○	○
51	会津美里町	3,720	441	○	80	4	0	4	3	8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
53	三島町	391	25															
54	金山町	581	23	○	2	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
55	昭和村	349	7															
56	棚倉町	2,202	313	○	6						○	○	○	○	○	○	○	○
57	矢祭町	1,070	133	○	13	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
58	楡町	1,613	252	○	28	1	0	2	1	8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
59	鮎川村	657	0	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
60	西郷村	2,665	820	○	226	70	17	34	19	9/1	○	○	○	○	○	○	○	○
63	泉崎村	1,008	175	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
64	中島村	716	54															
65	矢吹町	2,857	605	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
67	石川町	2,761	265	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
68	玉川村	989	128	○	2	0	0	0	0	8/30	○	○	○	○	○	○	○	○
69	平田村	1,140	164	○	5	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
70	浅川町	1,057	142	○	10	1	1	1	1		○	○	○	○	○	○	○	○
71	古殿町	920	95	○	11	1	0	2	0		○	○	○	○	○	○	○	○
72	三春町	2,849	314	○	48	5	2	5	0	8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
73	小野町	1,847	136	○	64	9	0	13	7		○	○	○	○	○	○	○	○
79	広野町	741	152	○	9	3	0	3	0		○	○	○	○	○	○	○	○
80	楢葉町	1,213	211	○	8	0	0	0	0	世帯数8/31 滞納世帯数 8/1	○	○	○	○	○	○	○	○
81	富岡町	2,260	247	○	94	7	9	4	2	8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
82	川内村	927	62	○	9	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
83	大船町	1,535	152	○	34	2	2	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
84	双葉町	1,035	132	○	22	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
85	浪江町	3,494	782	○	107	7	0	2	6		○	○	○	○	○	○	○	○
86	葛尾村	313	23	○	5	3	2	2	2		○	○	○	○	○	○	○	○
87	新地町	1,278	69	○	1	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
90	飯館村	1,138	207	○	0					8/30	○	○	○	○	○	○	○	○
91	田村市	6,616	448	○	34	3	0	4	4		○	○	○	○	○	○	○	○
92	南相馬	11,217	2,228	○	325	28	7	16	15	9/3	○	○	○	○	○	○	○	○
93	伊達市	10,246	1,583															
94	本宮市	4,016	342	○	32	4	1	4	0	世帯数8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
報道府県合計		306,143	49,899	53	5,137	452	22	296	238		53	45	50	17	16	42	47	35

※いわき市滞納世帯数:調査日現在資格なし世帯の把握不可

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。（9月15日の場合は「日付」は空欄）
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納（過年度分のみ）がある世帯（平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。）をいうこと。
また、滞納世帯に該当する世帯は、「実施状況」に○を記入し、交付（対象）世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付（対象）世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること（未実施の項目は空欄にすること）。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対して行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書（催告書に内容も含む）を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員（臨時・嘱託を含む）が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「時間外訪問」については、職員（臨時・嘱託を含む）が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合に、○を記入し、下記の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」とについては、資格証明書の発給に際し、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために取組を行っている場合に内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」、「子供のいる世帯に対する特別な取組」、「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。